官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により、適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件（金融庁五三）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人国立青少年教育振興機構令和二事業年度財務諸表、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　四八
会社その他
会社決算公告　五二